

○社会福祉法人網走市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人網走市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第7条の規定に基づく評議員選任・解任委員及び定款第9条の規定に基づく評議員並びに第23条の規定に基づく役員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員選任・解任委員とは本会評議員選任・解任委員会運営規程第2条に基づき構成された者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれた者をいう。
- (3) 役員とは、定款第17条における理事及び監事をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が正副会長会議、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席し又は監査会を行った場合のほか、会長が必要があると認める本会の業務を行う場合は、別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、本会の旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

- 2 費用弁償は、用務の当日に現金をもって本人に費用弁償を支給する。
- 3 会長及び常勤役員には費用弁償を支給しない。

(報酬の支給)

第4条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬を支給しない。

- (1) 会長が、その職務を遂行するために報酬を支給する。
- (2) 会長以外の非常勤役員は、無報酬とする。
- (3) 常勤役員は、常務理事のみであり、職員を兼務するために無報酬とする。
- (4) 評議員は、定款第9条に定めるとおり無報酬とする。
- (5) 評議員選任・解任委員は、本会の評議員選任・解任委員会運営規程第5条に定めるとおり無報酬とする。

(報酬の算定方法)

第5条 会長に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第6条 会長に対する報酬の支給時期は、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、本会の給与規程第4条に準じた日とする。

- 2 報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り

込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、

積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに会長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 会長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、会長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年6月23日から施行する。

2 この規程の施行をもって、「社会福祉法人網走市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」は廃止する。

別表1 (費用弁償)

区分	費用弁償額
1. 市内地域居住者	1回につき 1,500円
2. 郊外地域居住者	同 1,800円

別表 2 (報酬額)

区 分	報 酬 月 額
会 長	50,000 円